

# 科学技術・イノベーション推進特別委員会

科学技術・イノベーション推進特別調査室

## I 所管事項の動向

### 1 科学技術イノベーションの基本的な政策

我が国の科学技術政策は、科学技術・イノベーション基本法（平成7年法律第130号）に基づき策定される「科学技術・イノベーション基本計画」等に沿って、総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI<sup>1</sup>」という。）の下、関係府省が連携しつつ推進している。

#### (1) 科学技術・イノベーション基本法

科学技術・イノベーション基本法は、平成7年11月に「科学技術基本法」として、科学技術の振興を我が国の最重要課題の一つとして位置付け、科学技術の振興を強力に推進し、科学技術創造立国を実現するため、科学技術の振興に関する方針や科学技術基本計画の策定など我が国の科学技術政策の基本的な枠組みを定めるものとして制定された。

その後、AIやIoT<sup>2</sup>、生命科学等の科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分となっていることを踏まえ、令和2年6月、「人文科学のみに係る科学技術」及び「イノベーションの創出<sup>3</sup>」を基本法の振興の対象に加えるとともに、科学技術・イノベーション創出の振興方針として、分野特性への配慮、あらゆる分野の知見を用いた社会課題への対応といった事項を追加するための法改正が行われた<sup>4</sup>。

この改正によって、法律名が「科学技術基本法」から「科学技術・イノベーション基本法」に改められるとともに、「科学技術基本計画」も「科学技術・イノベーション基本計画」に改められた。

#### (2) 行政体制

CSTIは、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置されている。CSTIの議長である内閣総理大臣のリーダーシップの下、科学技術・イノベーション政策の推進のための司令塔として、基本的政策、必要な資源の配分方針及びイノベーション創出促進を図るための環境整備に関する重要事項等についての調査審議・意見具申を行うとともに、国家的に重要な研究開発についての評価や基本的な科学技術・イノベーション政策の企画立案及び総合調整を行っている。また、CSTIにおいて、「科学技術・イノベーション基

<sup>1</sup> Council for Science, Technology and Innovation の略称

<sup>2</sup> Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

<sup>3</sup> 科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出すること。

<sup>4</sup> 科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第63号）（令和3年4月施行）

本計画」の原案の作成が行われている。

関係府省は、CSTIの議論を踏まえて、国立研究開発法人、大学等における研究の実施、各種の研究助成制度による研究の推進や研究開発環境の整備等を行っている。

内閣府は、科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的政策、科学技術の振興に必要な資源（予算、人材等）の配分方針、その他の科学技術の振興に関する事項を所掌している。令和2年6月の法改正<sup>5</sup>により、令和3年4月から、内閣府の司令塔機能の強化のため、「科学技術・イノベーション推進事務局」が新設された。同事務局は、科学技術・イノベーション政策について、関連する内閣府の事務局を横断的に調整している。

### (3) 科学技術・イノベーション基本計画

科学技術・イノベーション基本計画<sup>6</sup>（以下「基本計画」という。）は、科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、10年先を見通した今後5年間の科学技術政策を具体化するものとして、政府が策定するものであり、令和3年3月、令和3年度から令和7年度を対象期間とする「第6期基本計画」が閣議決定された。

第6期基本計画では第5期基本計画で掲げた Society5.0<sup>7</sup>を実現するべく、目指す社会を「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（Well-being）を実現できる社会」とし、「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環の方向性のもと、①持続可能で強靱な社会への変革、②価値創造の源泉となる「知」の創造、③新たな社会を支える人材の育成を重点的な項目として、それぞれに目標を立て具体的な取組を示している。

また、第6期基本計画の期間における政府の研究開発投資の総額目標を30兆円、官民合わせた研究開発投資の総額目標を120兆円とし、官民が一体となって Society5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策を推進していくとしている。

### (4) 統合イノベーション戦略

統合イノベーション戦略は、世界で破壊的イノベーション<sup>8</sup>が進展し、過去の延長線上の政策では世界に勝てないという認識の下、我が国の強みを生かしつつ、弱みを克服して「全体最適な経済社会構造」を柔軟かつ自律的に見出す社会を創造することを目的に、従来の総合戦略を抜本的に見直し、基礎研究から社会実装まで一貫通貫の戦略として平成30年に策定されたものである。

---

<sup>5</sup> 前掲注4

<sup>6</sup> 令和2年の科学技術基本法等の一部を改正する法律により「科学技術・イノベーション基本計画」に改称。それ以前の第1～5期の基本計画は「科学技術基本計画」として策定された。

<sup>7</sup> サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

<sup>8</sup> 従来製品・サービスの改良により質を高める「持続的イノベーション」に対し、従来製品・サービスの価値を破壊し、全く新しいものを生み出すこと。

統合イノベーション戦略推進会議<sup>9</sup>において、基本計画の進捗を確認するとともに、1年間の国内外の科学技術・イノベーションをめぐる情勢を分析し、毎年、同戦略の見直し等を行っている。

令和4年6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略2022」は、第6期基本計画の下での2年目の年次戦略として、国内外の情勢変化等を踏まえ、「成長」と「分配」の好循環に向けた以下の3つの施策を重点的に取り組むべき施策としている。

**統合イノベーション戦略2022において我が国が重点的に取り組むべき3つの施策**

**①知の基盤（研究力）と人材育成の強化**

－10兆円大学ファンドの創設を契機とした大学改革や博士課程学生支援、地域大学振興、STEM教育をさらに推進し、イノベーションと価値創造の源泉となる知を創出

**②イノベーション・エコシステムの形成**

－イノベーションの担い手としてスタートアップを前面に、経済社会を活性化させ、科学技術・イノベーションの恩恵を国民や社会等に還元

**③先端科学技術の戦略的な推進**

－AI・量子の新戦略やシンクタンク、経済安全保障重要技術育成プログラム、次期SIP等を通じ、我が国の勝ち筋となる技術を育成

**(5) 研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ**

近年、我が国における研究力は、科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数が伸び悩むなど、諸外国に比べて相対的に低下している。この原因として、若手研究者の任期付きポストの割合の増加による雇用の不安定化や、博士課程修了者の就職率の低下といった研究者の魅力の低下が指摘されている。研究力強化のためには、①研究環境の抜本的強化、②研究時間の確保、③多様なキャリアパス、④魅力ある博士課程を実現し、研究者の魅力を高めていくことが必要であることから、政府は令和2年1月、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を策定した。

同パッケージでは、若手研究者のポストの確保や表彰、挑戦的研究を最長10年間支援する仕組み<sup>10</sup>、博士後期課程学生の処遇の改善<sup>11</sup>、有給インターンシップ等による産業界へのキャリアパスの拡大など、大胆な目標と具体策を盛り込んでおり、これらを一体的に実施することにより、研究者にとって魅力ある研究環境を提供し、社会全体から求められる研究者等を生み出す好循環を実現していくとしている。

**(6) 科学技術関係予算**

科学技術関係予算とは、「科学技術振興費の他、国立大学の運営費交付金・私学助成等のうち科学技術関係、科学技術を用いた新たな事業化の取組、新技術の実社会での実証試験、

<sup>9</sup> イノベーション関連の司令塔機能強化を図る観点から、CSTI、宇宙開発戦略本部、知的財産戦略本部等の司令塔会議を横断した調整推進機能を有するものとして平成30年7月に内閣に設置された会議

<sup>10</sup> 「創発的研究支援事業」として事業化されている（詳細は「文部科学委員会」の項を参照）。

<sup>11</sup> 「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」として事業化されている（詳細は「文部科学委員会」の項を参照）。

既存技術の実社会での普及促進の取組等に必要な経費」とされており、政府と地方公共団体の予算の双方を含むものである。令和4年度当初予算における科学技術関係予算の総額は4兆2,198億円である（地方公共団体分を除く。）。

また、基本計画では、科学技術関係予算の拡充に向けた政府研究開発投資の目標額が掲げられている。第2～4期では目標が達成されなかった<sup>12</sup>が、第5期においては、CSTIによる科学技術イノベーション事業の特定や予算編成過程での重点化等政府研究開発投資の拡大を平成30年度予算案の編成から取り組んだことにより、実際の予算額が目標額を上回る結果となった<sup>13</sup>。

### 科学技術関係予算の推移



(出所) 内閣府資料

## 2 研究開発促進のための施策

### (1) 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP<sup>14</sup>)

SIPは、CSTIの司令塔機能強化の一環として、平成26年度から実施されているプログラムであり、CSTIが選定した国家的に重要な課題について、府省・分野の枠を超えて自ら予算配分して、それぞれ基礎研究から出口（実用化・事業化）までを見据えた取組を推進している。

SIPの特徴は、公募により選定されたプログラムディレクター (PD)<sup>15</sup>が府省横断の

<sup>12</sup> 第2期において目標投資規模24兆円に対し実際の予算額は約21.1兆円、第3期において目標投資規模25兆円に対し実際の予算額は約21.7兆円、第4期においては目標投資規模25兆円に対し実際の予算額は約22.9兆円であった。

<sup>13</sup> 第5期において目標の投資規模26兆円に対し実際の予算額は26.1兆円であった。

<sup>14</sup> Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Programの略称

<sup>15</sup> 担当する課題の研究開発計画等を取りまとめ、関係府省の縦割りを打破し、府省を横断する視点からプログラムを推進する。

視点から研究開発を実施することであり、現在、S I P第2期（平成29年度末～令和4年度）が実施されている。第2期では、「ビッグデータ・A Iを活用したサイバー空間基盤技術」など12の課題が指定されており、各課題について研究開発が進められている。なお、予算は内閣府に計上され、令和4年度の当初予算は280億円である。

また、C S T Iのガバニングボード<sup>16</sup>は、令和5年度から開始予定の次期S I Pについて、Society5.0の実現に向けた15の課題候補を令和3年12月に選定しており、今後、P Dや研究開発の担当府省等を決定していくとしている。

## (2) 官民研究開発投資拡大プログラム（P R I S M<sup>17</sup>）

P R I S Mは、平成28年12月にC S T I及び経済財政諮問会議が合同で取りまとめた「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」を踏まえ、C S T Iの司令塔機能強化の一環として、平成30年度から導入されたプログラムである。

その特色は、高い民間研究開発投資誘発効果が見込まれる領域（研究開発投資ターゲット領域）をC S T Iが設定し、各省庁の施策に対してC S T Iが追加予算を配分することにより、各省庁主導の施策を民間投資誘発効果の高い分野へ誘導することにある。

各省庁の対象施策については、内閣府に設置される「領域統括<sup>18</sup>」を中心としたS I P型のマネジメント体制の下、施策について集中した権限を有するP Dの任命等がなされることになっている。

令和4年度は、「A I技術」、「革新的建設・インフラ維持管理技術／革新的防災・減災技術」、「バイオ技術」及び「量子技術」に配分することとし、当初予算において100億円が計上された。

## (3) ムーンショット型研究開発制度

ムーンショット型研究開発制度は、令和元年度に創設された制度で、内閣府が主導し、独創的かつ野心的な構想の下、関係府省が一体となって集中・重点的に研究開発を推進する仕組みである。個別の技術シーズでは解決困難な社会課題等を対象にC S T Iが野心的な目標（ムーンショット目標）を設定し、関係府省は目標に即したプログラム構想の策定、プロジェクト・マネージャー（P M）<sup>19</sup>の公募・選定を行い、多様な技術・アプローチを競わせながら、取捨選択・再編を繰り返して、目標達成を目指すポートフォリオ管理を導入するものである。

政府は、基金造成のための補助金として、平成30年度第2次補正予算において1,000億円（文部科学省800億円、経済産業省200億円）を計上した。また、令和元年度補正予算

<sup>16</sup> 「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボード」：S I Pの着実な推進を図るため、S I Pの基本方針や各課題の研究開発計画等について審議・検討を行う会議

<sup>17</sup> Public/Private R&D Investment Strategic Expansion Programの略称

<sup>18</sup> P R I S Mにおける役職。担当する領域における、実施方針の策定、対象施策の選定、推進費の配分、対象施策の進捗状況のフォローアップ、対象施策の連携促進等を中心となって進める。

<sup>19</sup> 応募に際して提案し、選定された研究開発プログラムの企画・遂行・管理等、研究開発全体のマネジメント及び各研究者が行う研究プロジェクトの公募等と採択・遂行・管理等を行う。

において150億円（内閣府100億円、農林水産省50億円）、令和3年度補正予算において800億円（文部科学省680億円、内閣府50億円、経済産業省40億円、農林水産省30億円）を計上している。

ムーンショット目標については、令和2年1月に開催されたCST Iにおいて目標1～6<sup>20</sup>が、同年7月に開催された健康・医療戦略推進本部<sup>21</sup>において目標7<sup>22</sup>が決定された。また、令和3年9月には、CST Iにおいて目標8、9<sup>23</sup>が決定された。

### 3 大学の研究力向上のための施策

#### (1) 10兆円規模の大学ファンド

近年、我が国の研究論文数や大学ランキングが、他国と比較して長く低迷している。その原因の一つとして、大学の財政基盤の問題が指摘されており、従来の財政基盤のみでは、世界的な研究拠点を形成するだけの資金確保は困難な状況にある。

一方、欧米のトップ大学は巨額の基金を保持し、その運営益により経営基盤の強化や優れた研究開発や人材育成を行っている。

このような状況を踏まえ、若手人材の長期かつ安定的な支援とともに、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学（世界と伍する研究大学）の共用施設等の整備を行うことを目的として、「10兆円規模の大学ファンド」が創設された<sup>24</sup>。

大学ファンドの運営に当たっては、個々の大学では難しい高度金融専門人材を確保することや資金規模のスケールメリットを活かすことなどが求められるため、科学技術の振興を目的とした我が国を代表するファンディングエージェンシーである国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が一括して担っている。政府は、令和4年2月にCST Iが取りまとめた「世界と伍する研究大学の在り方について（最終まとめ）」を踏まえ、大学ファンドによる支援の対象となる大学についての制度を構築するための法案<sup>25</sup>を令和4年通常国会に提出した（同年5月に成立）。

今後、令和6年度からの支援開始に向けて、支援対象となる大学（国際卓越研究大学）

---

<sup>20</sup> 2050年までに、①人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現、②超早期に疾患の予測・予防をすることができる社会を実現、③AIとロボットの共進化により、自ら学習・行動し人と共生するロボットを実現、④地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現、⑤未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出、⑥経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータを実現

<sup>21</sup> 健康・医療戦略の推進を図るため、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣を副本部長、全ての国務大臣を本部員とする、内閣に設置された組織

<sup>22</sup> 2040年までに、⑦主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむための持続可能な医療・介護システムを実現

<sup>23</sup> 2050年までに、⑧激甚化しつつある台風や豪雨を制御し極端風水害の脅威から解放された安全安心な社会を実現、⑨こころの安らぎや活力を増大することで、精神的に豊かで躍動的な社会を実現

<sup>24</sup> 令和2年度3次補正予算及び令和3年度予算の編成に向けた「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）で、10兆円規模の大学ファンドを創設することが明記され、令和2年度3次補正予算から令和4年度予算において10兆円（一般会計出資金1兆1,111億円、財政投融资資金8兆8,889億円）が措置された。

<sup>25</sup> 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案（詳細は「文部科学委員会」の項を参照）

を選定することとしている。

## (2) 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ

現在、地方では、その地域における大学の魅力低下等により、大学進学時に多くの人材が大都市圏に流出するなど、地域の大学を取り巻く課題が顕著となっている。

このような状況を踏まえ、令和4年2月、政府は、国際卓越研究大学だけでなく、我が国全体の大学の研究力の底上げを図るため、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を策定した。

同パッケージでは、地域の中核大学や特定の研究分野に強みを持つ大学の機能を強化し、地域社会の変革のみならず、我が国の産業力強化やグローバル課題解決に貢献するような大学を実現するための取組などが示されている。

なお、これらの取組を推進するための経費として、令和4年度当初予算において462億円が計上されている。

## 4 宇宙開発利用政策

我が国の宇宙開発利用政策は、宇宙基本法（平成20年法律第43号）により策定され、宇宙開発利用に関して政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策等を定めた「宇宙基本計画」に基づき行われている。

### (1) 行政体制、基本政策及び予算

宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に宇宙開発戦略本部（本部長：内閣総理大臣）が設置されている。同本部は、宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針や宇宙基本計画の閣議決定案の作成等を行っている。

宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項に関しては、内閣府が企画・立案及び総合調整に関する事務を所管することとされており、宇宙開発利用に係る政策に関する重要事項など調査審議するため、「宇宙政策委員会」が内閣府に設置されている。

また、宇宙開発利用に係る個別の施策については、宇宙政策委員会及び内閣府に置かれた宇宙開発戦略推進事務局の総合調整の下、関係省庁が個別事業の企画・立案を行い、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）等と協力して実施している。

なお、宇宙関係予算の総額は、令和4年度当初予算において3,879億円が計上されている。

### (2) 宇宙基本計画

宇宙基本計画は、我が国の宇宙開発利用の最も基礎となる計画として位置付けられている。

現在の宇宙基本計画（令和2年6月閣議決定）は、安全保障における宇宙空間の重要性



や経済社会の宇宙システムへの依存度の高まり、リスク<sup>26</sup>の深刻化、諸外国や民間の宇宙活動の活発化、科学技術の急速な進化など、昨今の宇宙をめぐる環境変化を踏まえ、改訂されたものである。

この基本計画では、多様な国益に貢献するため、戦略的に同盟国等とも連携しつつ、宇宙活動の自立性を支える産業・科学技術基盤を強化し、宇宙利用を拡大することで、基盤強化と利用拡大の好循環を実現する、「自立した宇宙利用大国」を目指すことが掲げられている。政府は、この実現に向けて、官民の連携を図りつつ、予算を含む必要な資源を十分に確保し、宇宙政策を強化している。

また、宇宙基本計画を踏まえた宇宙政策を円滑に推進するための「宇宙基本計画工程表」について、毎年、政策項目ごとの進捗状況を宇宙政策委員会において検証され、宇宙開発戦略本部において改訂されている。

令和3年12月に改訂された工程表では、宇宙基本計画の着実な実行に向けて取組の一層の具体化・加速を図ることとし、宇宙安全保障の確保や宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現などに取り組むとされた。

なお、令和4年5月、宇宙開発戦略本部は本年の工程表改訂に向けた重点事項を取りまとめている。

### (3) 人工衛星・探査機

JAXAや民間企業等が開発した人工衛星及び探査機等は、我が国の基幹ロケット「H-II A」及び「H-II B<sup>27</sup>」、小型固体ロケット「イプシロン<sup>28</sup>」により打ち上げられている<sup>29</sup>。また、JAXAでは、「H-II A」の後継機として、次期新型基幹ロケット「H3ロケット」の開発を進めており、令和4年度以降に試験機を打ち上げ、実運用を図っていくとしている<sup>30</sup>。

人工衛星は現在、太陽観測衛星「ひので」、気候変動観測衛星「しきさい」、準天頂衛星システム「みちびき」などが運用されている。「みちびき」は、準天頂軌道<sup>31</sup>の衛星が主体となって構成される日本の衛星測位システム（衛星からの電波によって位置情報を計算するシステム）であり、平成30年11月からサービスが開始されている<sup>32</sup>。

探査機では、平成26年12月に打ち上げられた小惑星探査機「はやぶさ2」が小惑星「リ

<sup>26</sup> スペースデブリの増加や宇宙空間の混雑化、レーザー光線を使用して衛星の機能を妨害すること等による宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を妨げるリスク

<sup>27</sup> 「こうのとりのり」(ISSへの物資補給を担う補給機)の輸送手段として運用されてきたが、令和2年に打ち上げられた9号機をもって運用を終了した。

<sup>28</sup> 高性能と低コストの両立を目指したロケットで、従来のロケットに比べて安価で打ち上げることができる。

<sup>29</sup> 打上げ成功率は、「H-II A」が97.8%、「H-II B」及び「イプシロン」が100%と、世界的に見ても高い成功率となっている。

<sup>30</sup> 当初、令和2年度に試験機を打ち上げる予定であったが、エンジンの技術的課題への対応のため、延期されている。JAXAは、令和4年11月に燃焼試験を行い、令和4年度内に打ち上げを目指すこととしている。

<sup>31</sup> 日本列島のほぼ天頂(真上)を通る軌道のこと。

<sup>32</sup> 4機体制で運用を開始しており、令和3年10月には1号機の後継機が打ち上げられた。今後、令和5年度に3機を新たに打ち上げ、7機体制での運用を計画している。



ユウグウ」にタッチダウンし、砂や石などの試料を採取した。採取した試料のカプセルは令和2年12月に地球に帰還し、現在、試料の分析が行われている<sup>33</sup>。また、水星磁気圏探査機「みお」は、令和7年度に水星に到着し、探査を開始する予定である。

#### (4) 米国提案による国際宇宙探査への我が国の参画

米国は、火星探査を視野に入れつつ、月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含む月探査を国際協力の下実施する「アルテミス計画」を提案し、我が国は令和元年10月、宇宙開発戦略本部において参画することを決定した<sup>34</sup>。

今後、我が国の強みを活かした分野で戦略的に参画できるよう、下表①～④を協力項目として、同計画の参画機関間で調整を進めるとしている。

ゲートウェイを含む月探査に直接貢献する協力項目
①第1段階ゲートウェイへの我が国が強みを有する技術・機器の提供
②新型宇宙ステーション補給機（HTV-X）、H3ロケットによるゲートウェイへの物資・燃料補給
③着陸地点の選定等に資する月面の各種データや技術の共有
④月面探査を支える移動手段の開発

また、アルテミス計画等の国際宇宙探査への参画に向けた機運が高まる中で、日本人宇宙飛行士が月面でも活躍することが想定されることから、JAXAは、令和3年11月に新たな宇宙飛行士候補者の募集を開始した。現在、選抜試験が行われており、令和5年2月頃に候補者を決定する予定である。

## 5 量子技術政策

近年、諸外国では、「量子技術<sup>35</sup>」を社会に変革をもたらす重要技術として位置付け、研究開発戦略の策定や研究開発投資の拡充等を行っている。

一方、我が国では、第5期科学技術基本計画において初めて、量子技術を重要基盤技術として位置付けた。これを踏まえ、令和2年1月、統合イノベーション戦略推進会議において量子技術の新たな国家戦略として「量子技術イノベーション戦略」が策定され、これに基づき、関係府省において量子技術の研究開発等の取組が行われている。

また、同戦略の策定以降、量子コンピュータの国際競争が激化するなど量子技術を取り巻く環境が変化している状況を踏まえ、統合イノベーション戦略推進会議は令和4年4月、量子技術の国際競争力を確保するとともに、量子技術を活用した産業の成長機会の創出等に向けた戦略として「量子未来社会ビジョン」を策定した。

今後、政府は、「量子技術イノベーション戦略」と「量子未来社会ビジョン」を我が国の

<sup>33</sup> 「リュウグウ」の試料採取ミッションを達成した「はやぶさ2」は、次のミッション遂行のため、小惑星「1998 KY26」に向かっている。

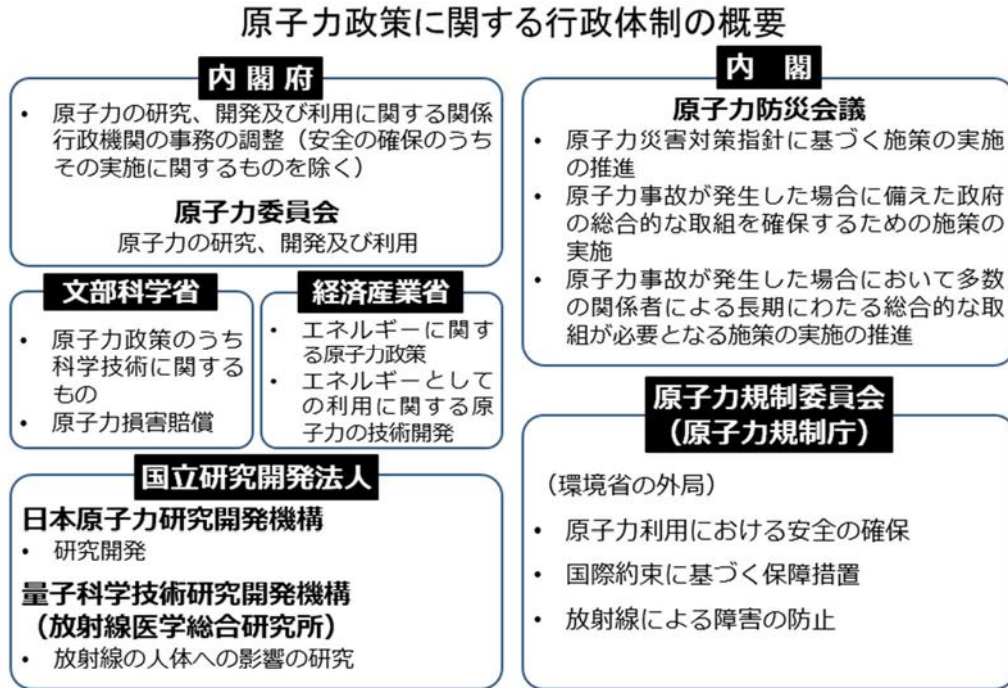
<sup>34</sup> 令和4年5月の日米首脳共同声明において、日米首脳は、アルテミス計画における協力を進展していくことを確認したことを表明した。

<sup>35</sup> 量子技術とは、量子力学を利用して通信や計算を行う技術のことで、データの超高速処理を可能とするなど新たな価値を創出する中核となる基盤技術である。

量子戦略の両輪として位置付け、量子技術政策を推進していくとしている。

## 6 原子力政策

原子力行政の所管は、複数の府省庁に分かれている。原子力の研究、開発及び利用に関する政策等は内閣府に置かれた原子力委員会、エネルギーに関する原子力政策等は経済産業省資源エネルギー庁、研究開発、人材育成及び原子力損害賠償等は文部科学省、原子炉等の安全規制は原子力規制委員会（平成 24 年 9 月に環境省の外局として設置）が、それぞれ所管している。



(出所) 内閣府資料等を基に当室作成

## 7 知的財産政策

### (1) 行政体制

我が国の知的財産政策は、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）の規定により、全閣僚及び有識者で構成される知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）が、①「知的財産推進計画」の作成及びその実施の推進、②知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整を行うことにより推進されている。

### (2) 基本政策

平成 25 年 6 月、政府は、今後 10 年で知的財産における世界最先端の国となることを目指し、4 つの柱<sup>36</sup>を軸とした知的財産政策を展開するとともに、「知的財産戦略ビジョン」

<sup>36</sup> ①産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築、②中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強

に基づき知的財産に係る施策を実施すること等を内容とする「知的財産政策に関する基本方針」を閣議決定した。

その後、知的財産戦略本部は、AIやIoT等の技術的進展等の社会変革を踏まえ、「知的財産政策ビジョン」に代わる新たなビジョンとして、令和7～12年頃を見据えた将来の社会像・価値の生み出し方とそれを支える知財システムについての中長期の展望及び施策の方向性を示した「知的財産戦略ビジョン」を平成30年6月に策定した。

また、知的財産戦略本部が令和4年6月に取りまとめた「知的財産推進計画2022」では、我が国で新しいアイデアの創出とイノベーションへの熱意を持つ個人を含む新たなプレイヤーが社会の知財をフル活用できる経済社会への変革に向けた今後の知財戦略として、8つの重点施策<sup>37</sup>を掲げている。

内容についての問合せ先

科学技術・イノベーション推進特別調査室 藤井首席調査員（内線 68780）

化支援、③デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備、④コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

<sup>37</sup> ①スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化、②知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化、③標準の戦略的活用の推進、④デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備、⑤デジタル時代のコンテンツ戦略、⑥中小企業／地方（地域）／農林水産業分野の知財活用強化、⑦知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化、⑧アフターコロナを見据えたクールジャパンの再起動